

任期満了に伴う第26回参議院議員通常選挙が執行されます

参議院には、衆議院のように解散がありませんので、任期満了（6年）により選挙が行われますが、3年ごとに半数が入れ替わるよう憲法で定められているため、3年に一度、定数の半分を選ぶための選挙が行われます。

投票日 新聞やテレビなどの報道に注意してください。

※詳細が決まりましたら、投票所入場整理券や市のホームページなどでお知らせします。

投票時間 午前7時～午後8時

投票所 市内35カ所の投票所

※（表1）投票区の投票所および区域一覧を参照
開票 投票日に即日開票します。

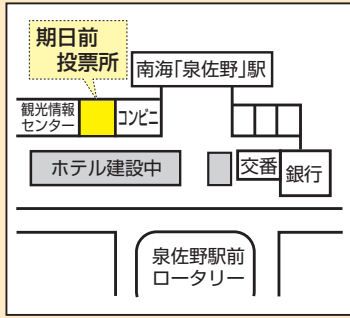
※午後9時～ J・COM 末広体育館（市民総合体育館） 大体育室（予定）

■投票方法

●選挙区選挙の投票：候補者名を記入
●比例代表選挙の投票：候補者名または政党名を記入

■投票所入場整理券

投票所への入場整理券は、公示後、世帯ごとに封書で送付します。封書には、世帯全員分を同封していただきます。もし、届かなかつたり、紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所受付へ申し出てください。ただし、入場整理券が届いても、投票日当日に選挙権のない人は、投票できません。また、入場整理券を本人以外の人で使用すると罰せられますので、注意してください。なお、投票所では本人確認のために「住所」「氏名」「生年月日」などをお尋ねすることがありますので、ご了承ください。



▲泉佐野駅期日前投票所

【期日前投票所・期間】
【投票時間】
午前8時30分～午後8時
（施設・病院等で不在者投票を行う場合は、午後5時まで）

●市役所3階301会議室
：公示日翌日～投票日前日
●泉佐野駅前投票所（南海「泉佐野」駅山側 観光情報センター隣）
：投票日の6日前～投票日前日
※駐車場、駐輪場はありません。

問合先 選挙管理委員会事務局

投票日当日に、仕事、用事、旅行など（期日前投票事由に該当する場合）で投票所に行けない人は、あらかじめ期日前投票ができますので、期日前投票所へ投票所入場整理券（裏面の「期日前投票宣誓書」）に必要事項の記入が必要。事前記入により受付がスムーズになります。印鑑は不要です。

※期日前投票を行うとする日はまだ選挙権を有しない人（例えば、投票日当日には18歳を迎えるが、期日前投票しようとする日にはまだ18歳に到達していない人）は、期日前投票をすることができません。これらの人は、例外的に従来の不在者投票制度で投票することになります。詳しくはお問い合わせください。

【不在者投票】

●指定施設などにおける不在者投票：不在者投票施設に指定さ

れている病院や老人ホームなどに入院または入所している人で、投票日当日に投票所へ行けない人は、その施設などで投票することができず、各施設に投票したい旨を申し出てくださいます。

●滞在地における不在者投票：出張や旅行などで遠隔地に滞在しているため、投票日当日に本市で投票できない人は、本市の選挙管理委員会から投票用紙の交付を受け、最寄りの市区町村選挙管理委員会へ投票ができます。手続きについては、次の①～④のとおりです。

- ①最寄りの選挙管理委員会へ「宣誓書・請求書」をもらう
- ②本市選挙管理委員会のホームページ（<https://www.city.izumi.saitama.jp/kakuka/senkyo/>）からもダウンロードできます。
- ③必要事項を記入して本市選挙管理委員会へ送付する
- ④投票用紙等が届く
- ⑤最寄りの市区町村選挙管理委員会へ投票する

●郵便等による不在者投票（郵便等投票）：身体障害などにより、投票所に行けない人が郵便などで投票できる制度です。身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人で重度の障害のある人、介護保険で要介護状態区分が要介護5の人は、「郵便等投票」ができます。詳しくは、「表2」郵便等による不在者投票ができる人」をご覧ください。

投票するには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付が必要ですので、選挙管理委員会に申請してください。すでに交付を受けている人でも、有効期限が過ぎている場合は更新が必要です。早めに手続きをしてください。投票用紙の請求期限は、投票日の4日前までです。また、郵便等投票ができる人で、自ら投票用紙に記載することができない人（身体障害者手帳または戦傷病者手帳の上肢または視覚障害の程度が重度）は、代理記載による投票もできます。詳しくは、「表3」郵便等代理記載による投票ができる人」をご覧ください。

●選挙公報の発行 選挙公報には、各候補者の政治信条などが簡単にまとめられています。候補者を選ぶときに活用してください。投票日の前々日までに届いていない場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。



●**障害のある人のための制度**
 ●**手話通訳者の派遣**：投票日当日、聴覚または言語障害などにより言葉によるコミュニケーションが困難な人に、手話通訳者を派遣します。希望者は投票日の1週間前までに選挙管理委員会へFAX（Faxに463・1100）または直接申込をしてください。期限を過ぎて申し込んだ場合は、派遣できないこともありますので、ご了承ください。

●**係員がお手伝い**：投票所は既存の施設を使用するため、バリアフリーになっていない施設もあります。スロープを設置するなど、改善できる施設については順次改善を行っています。また改善ができていない投票所については、係員がお手伝いします。投票所の受付へ気軽に申し出てください。

●**点字投票**：視覚障害者は点字投票ができます。点字器や点字の候補者名簿などは投票所にあります。

●**代理投票**：身体に障害などがある、または文字の読み書きができないため、自ら投票用紙に記載することができない人には、補助者が代理で投票用紙に記載する代理投票の制度があります。代理投票を希望する人は、投票管理者にその旨を申し出ると、係員の中から2人の補助者が選任され、1人が選挙人の指示する候補者名を書き、もう1人が立ち会います。なお、だれに投票したのかという秘密は厳守されます。

(表2) 郵便等による不在者投票ができる人

障害などの区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

(表3) 郵便等で代理記載による投票ができる人

障害などの区分	障害などの程度(上肢または視覚)
身体障害者手帳	1級
戦傷病者手帳	特別項症～第2項症

投・開票速報

投・開票速報は、選挙管理委員会事務局のホームページ (<https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/senkyo/>) でお知らせする予定です。(ホームページは下記のQRコードからもアクセスできます。)

また、開票速報はJ:COM末広体育館（市民総合体育館）2階入口に掲示します。



▲選挙管理委員会事務局
ホームページQRコード

(表1) 投票区の投票所および区域

投票区	投票所	区域
1	新家町会館	新家町、南長坂町、見出住宅
2	市立北部市民交流センター本館・北部公民館	鶴原東町、下瓦屋南町
3	鶴原町会館	鶴原町、鶴原中央住宅
4	下瓦屋長生会館	下瓦屋町、住吉町
5	中庄町内会館	中庄町
6	湊町会館	湊町
7	旭町会館	旭町
8	新町長生会館	新町、新浜町
9	春日町会館	春日町、大宮町
10	市場町会館	市場町（市場東・市場西・市場南）、中町
11	市立第二小学校体育館	高松東町、高松西町、高松南町、高松北町
12	市立第一小学校体育館	元町、野出町、西本町
13	大西町会館	若宮町、大西町
14	親子教室（旧つばさ幼稚園）	松原町、羽倉崎町、りんくう往来（北・南）、泉州空港北
15	市立日根野中学校武道場（体育館）	日根野（東上・久ノ木・中筋・西出・野口・西上・新道出）
16	野々地蔵老人クラブ常設集会所	日根野（野々地蔵）、俵屋
17	長滝町会館	長滝（東の番・西の番・中の番）、長滝第一住宅
18	長滝住宅集会所	長滝住宅
19	上町長生会館	上町
20	市立上之郷コミュニティセンター	上之郷（母山・機場・女形・上村・中村・下村・郷田）
21	安松町内会館	安松町
22	南中岡本町会館	岡本町
23	樫井東町会館	樫井東町
24	市立南部市民交流センター本館	樫井西町
25	土丸町会館	土丸
26	市立大木小学校 会議室（1）	大木
27	羽倉崎住宅中央集会所	東羽倉崎町、新安松町、羽倉崎上町
28	府宮泉佐野佐野台住宅集会所	佐野台町、東佐野台町、西佐野台町、南泉ヶ丘町
29	貝田町会館	貝田町、鶴原北住宅
30	上瓦屋長生会館	上瓦屋町
31	本町長生会館	本町、栄町
32	葵町会館	葵町、幸町
33	泉ヶ丘町会館	泉ヶ丘町、新泉ヶ丘町
34	笠松町会館	笠松町
35	市立新池中学校武道場	泉陽ヶ丘、松風台

※投票所の地図は、「投票所入場整理券」に記載しています。わからないときは、問い合わせてください。